

府民公募型整備事業委員会 (丹後広域振興局) 開催要領

現 行	改 正 後
<p>府民公募型安心・安全整備事業審査委員会 (丹後広域振興局) 設置要領</p> <p>(趣旨) 第1 この要領は、府民公募型安心・安全整備事業 (以下、「整備事業」という。) における、府民公募型安心・安全整備事業審査委員会 (丹後広域振興局) (以下、「審査委員会」という。) を設置するために、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(所掌事務) 第2 審査委員会は、丹後広域振興局における整備事業の事業箇所 の採択に関する事項についての審査等を行う。</p> <p>(構成等) 第3 審査委員会は、別表1及び2に掲げる委員をもって構成する。 2 審査委員会に座長を置くこととし、委員の互選により決定する。 3 座長は審査委員会を統括し、審査委員会を代表する。</p> <p>(会議) 第4 審査委員会の会議は、座長が招集し、主宰する。 2 招集する委員は、別表1の委員とし、審査等を行う事案がある場合は別表2の委員も招集する。 3 座長が職務を遂行できないときは、座長が指名する者がその職務を代理する。 4 座長は、必要に応じ、関係者の出席を求め、意見・助言を求めることができる。 5 審査委員会を構成する者がやむを得ない事由により出席できないときは、その者の指示を受けた者が座長の承認を得て、代理出席することができる。</p>	<p>府民公募型整備事業委員会 (丹後広域振興局) 開催要領</p> <p>(趣旨) 第1 この要領は、府民公募型整備事業 (以下「整備事業」という。) における、府民公募型整備事業委員会 (丹後広域振興局) (以下「委員会」という。) を開催するために必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(目的) 第2 委員会は、丹後広域振興局における整備事業の事業箇所の採択に関する事項について意見を聴取することを目的とする。</p> <p>(委員) 第3 委員会の委員は、別表1及び2に掲げる者とする。 2 広域振興局長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。</p> <p>(運営) 第4 座長は、委員会の進行を行う。 2 招集する委員は、別表1の委員とし、意見を聴取する事案がある場合は別表2の委員も招集する。</p> <p>3 委員がやむを得ない事由により出席できないときは、当該委員の指示を受けた者が広域振興局長の承認を得て、代理出席することができる。 4 委員会は、公開を原則とする。ただし、広域振興局長が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。</p>

(その他)
 第5 この要領に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、座長等が定める。

附 則

この要領は、平成21年5月8日から施行する。
 この要領は、平成22年7月6日から施行する。
 この要領は、平成24年6月11日から施行する。

別表1

京丹後市社会福祉協議会長	磯田 勵一
与謝野町婦人会顧問	小牧 恵子(座長)
宮津市建設室長	前田 良二
京丹後市建設部長	川戸 孝和
伊根町地域整備課長	白須 剛
与謝野町建設課長	西原 正樹
京都市丹後広域振興局企画総務部長	南 且好
京都市丹後広域振興局建設部長	山本 崇裕

別表2

京都府教育委員会管理部長	石田 斉
京都府警察本部交通規制課長	吉川 潔

(その他)
 第5 この要領に定めるもののほか、委員会の開催に関し必要な事項は、広域振興局長が定める。

附 則

この要領は、平成21年5月8日から施行する。
 この要領は、平成22年7月6日から施行する。
 この要領は、平成24年6月11日から施行する。
 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

別表1

京丹後市社会福祉協議会長	磯田 勵一
与謝野町婦人会顧問	小牧 恵子(座長)
宮津市建設室長	坂根 雅人
京丹後市建設部長	川戸 孝和
伊根町地域整備課長	白須 剛
与謝野町建設課長	西原 正樹
京都市丹後広域振興局企画総務部長	南 且好
京都市丹後広域振興局建設部長	山本 崇裕

京都府教育委員会管理部長	岩城 克己
京都府警察本部交通規制課長	宮路 正美